

堺市立美原体育館等
指定管理者募集要項

令和5年7月
堺市

はじめに

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び、堺市立体育館条例（以下「体育館条例」という。）第 14 条、堺市スポーツ施設条例（以下「スポーツ施設条例」という。）第 13 条、堺市美原 B & G 海洋センター条例（以下「海洋センター条例」という。）第 15 条に基づき、美原区にある堺市立美原体育館、堺市美原多治井運動広場、堺市美原みの池運動広場、堺市美原さつき野運動広場並びに堺市美原 B & G 海洋センター（以下「体育館等」という。）の管理運営に関する業務を令和 6 年 4 月（予定）から一括して行う指定管理者を募集します。

堺市（以下「本市」という。）は、市民のスポーツ及びレクリエーションの振興を図り、健康及び体力の増進に資することを目的として体育館等を設置し、子どもから高齢者まで幅広い年齢層の方々の利用をはじめ、各種の競技大会やスポーツ教室、団体の利用など、地域のスポーツ活動の拠点を形成しています。これらの施設の特性と変化する市民ニーズを的確に捉え、利用者の立場に立った施設の運用が期待されています。

また本市は、令和 3 年 4 月、スポーツを通じた健康増進や子どもの体力向上、地域活性化などをさらに進めるべく、「堺市スポーツ推進プラン」を策定しました。その基本理念として年齢や性別、国籍、障害の有無にかかわらず、すべての人が生涯にわたりスポーツを身近なものとして親しむことができ、豊かで健やかな生活を過ごせる地域社会の実現を掲げています。指定管理者には業務の遂行にあたり、豊富な能力や実績を活かして、施設利用者に対し質の高いサービスを提供していただくことを求めます。

I. 施設の設置目的

体育館等は市民のスポーツ及びレクリエーションの振興を図り、健康及び体力の増進に資することを目的に設置しています。

II. 事業内容に関する事項

1. 施設の名称・場所

(1) 堺市立美原体育館

所在地 堺市美原区多治井 878-1

開館日 昭和 54 年 4 月 1 日

(2) 堺市美原多治井運動広場

所在地 堺市美原区多治井 878-3

- 開設 昭和48年5月20日
- (3) 堺市美原みの池運動広場
所在地 堺市美原区阿弥 377-1
開設 昭和56年3月31日
- (4) 堺市美原さつき野運動広場
所在地 堺市美原区さつき野西 2-22-1
開設 昭和61年1月1日
- (5) 堺市美原B&G海洋センター体育館
所在地 堺市美原区阿弥 377-1
開館日 昭和58年6月1日
- (6) 堺市美原B&G海洋センター第1プール
所在地 堺市美原区小平尾 405-9
開設 昭和58年6月1日
- (7) 堺市美原B&G海洋センター艇庫
所在地 堺市美原区小平尾 405-7
開設 昭和58年6月1日
- (8) 東除川多治井井堰ポンプ場
所在地 堺市美原区小平尾 593-2
開設 昭和62年3月1日

2. 指定管理者が行う業務の概要

指定管理者が行う主な業務（以下「指定管理業務」という。）は下記のとおりとし、業務の詳細は別紙1「堺市立美原体育館等の管理運営に関する業務仕様書」のとおりとします。

(1) 管理運営に関する業務

- ① 利用申込の受付等
- ② 堺市スポーツ施設情報システム（以下「オーパス」という。）
- ③ 利用料金の収受
- ④ トレーニング機器の調達・管理
- ⑤ ニュースポーツ用具の貸し出し
- ⑥ 人員の配置等
- ⑦ 施設利用案内等
- ⑧ 苦情・要望対応
- ⑨ 個人情報の安全管理措置
- ⑩ その他使用料等の徴収

(2) 施設等の維持管理に関する業務

- ① 適正な維持管理
- ② 備品等の貸与及び購入
- ③ 施設・備品等の保守点検業務
- ④ 施設維持管理業務
- ⑤ 施設及び備品の原状変更
- ⑥ 現地調査

(3) その他の業務

- ① 危機管理及び緊急時等への対応
- ② 施設内の目的に適したスペースの利用
- ③ 統計資料等の作成
- ④ 関係機関との連絡調整、本市のスポーツ推進施策への協力業務
- ⑤ その他の事業実施に係る業務
- ⑥ 指定期間終了にあたっての業務、利用者情報等の引継ぎ
- ⑦ 業務に必要な規則・マニュアル等の作成
- ⑧ 本市との協議
- ⑨ 公衆電話の管理

3. 管理の基本的な考え方

指定管理者は、次の事項を基本として、体育館等の管理を行うこととします。

- (1) 体育館条例、スポーツ施設条例及び海洋センター条例に基づき管理を行うこと。
- (2) 個人情報の保護を徹底するとともに情報公開を積極的に推進すること。
- (3) 公の施設であることを念頭において、公正、公平な管理を行うこととし、特定のものに有利あるいは不利になる運営をしないこと。
- (4) 管理業務に際し、政治的行為又は宗教的行為と疑われるような活動や営利を目的とする活動はしないこと。
- (5) 利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ってサービスを提供すること。
- (6) 法令等を遵守し、適正に管理業務を行うこと。
- (7) 効果的かつ効率的に管理業務を行い、経費の縮減に努めること。
- (8) 地域住民や利用者の意見・要望を管理業務に反映させ、サービスの向上を図ること。
- (9) 利用者が安全かつ快適に利用できるよう施設、設備を適正に維持管理すること。
- (10) 地域の住民、自治組織、事業者等と良好な関係を維持すること。
- (11) 樹木、植栽等についても、適切に育成し、良好な景観を保持するよう管理を行うこと。
- (12) ICT を積極的に活用し、市民サービスの向上、運営の効率化を図ること。特に

若い世代をはじめ、幅広い世代のニーズに対応し、新たな利用者層の獲得や施設の活性化のための創意工夫を行うこと。ICT の活用にあたっては、情報セキュリティ対策を徹底すること。

- (13) 「堺市基本計画 2025」、「堺市スポーツ推進プラン」の内容を十分にふまえ、施設の特性を最大限発揮できるよう、管理・運営及び事業展開を行うこと。

4. 指定期間（予定）

指定期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 5 年間で予定しています。指定期間は、市議会の議決を経て決まりますので、留意願います。

5. 自主事業

指定管理者は、体育館条例、スポーツ施設条例、海洋センター条例、協定書、仕様書、事業計画書等に定める業務（指定管理業務）に支障をきたすことがなく、かつ施設の設置目的の範囲内で、施設の利用促進又はサービスの向上のために、独自に企画提案し、自己の責任と費用により自主事業を実施することができます。すべての施設の利用促進をより一層図るとともに、特に平日の多治井運動場、みの池野球場、さつき野球場などの利用率及び利用者数の向上をめざして自主事業を創意工夫することを求めます。自主事業の実施にかかる人件費、施設利用料及び光熱水費については、指定管理料からは支出できません。したがって自主事業収支計画書にあらかじめ見込まれる経費を計上し、本自主事業より得られる収入によって賄うこととします。

なお、実施にあたっては、事前に自主事業計画書及び収支計画書を提出のうえ、本市の承認を得る必要があります。

また、自主事業には、①指定管理者が自ら企画提案して実施する事業（以下「自主事業①」という。）と、②本市が施設の設置目的や特性等から必要と認める事業について、指定管理者に企画提案を求める事業（以下「自主事業②」という。）の 2 種類があります。

(1) 自主事業①（任意）

指定管理者が自ら企画提案して実施する事業です。

(ア) スポーツ用品等販売事業

体育館等利用者に対して施設利用に必要なスポーツ用品及び一部食品（密封されたものに限る）の販売を目的に売店の設置を行うことができます。実施にあたっては、地方自治法第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定に基づき、別途、本市と行政財産貸付の手続きが必要となります。

設置の有無、提案貸付料を含め指定管理者事業計画書（企画提案書）（様式 4-18）により提案してください。最低貸付料など詳しくは別紙 2「スポーツ用品等販売事業実施要領（自主事業①）」をご覧ください。

(イ) 飲料自動販売機設置事業

自動販売機を設置し、清涼飲料水等を販売することができます。実施にあたっては、地方自治法第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定に基づき、別途、本市と行政財産貸付の手続きを行います。設置の有無、貸付料を含め指定管理者事業計画書（企画提案書）（様式 4-18）により提案してください。最低貸付料など詳しくは別紙 3「飲料自動販売機設置実施要領（自主事業①）」をご覧ください。

なお、指定管理者が自動販売機の設置を行わない場合は、自動販売機の設置業者を別途本市が募集する場合があります。

(ウ) 広告掲載事業

指定管理者は、堺市広告掲載要綱（参考資料 17）及び堺市広告掲載基準（参考資料 18）に基づき体育館等に広告を掲載することができます。

実施にあたっては、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づき、行政財産の目的外使用を許可します。使用料を含め指定管理者事業計画書（企画提案書）（様式 4-18）により提案してください。最低使用料など詳しくは別紙 4「堺市立美原体育館等広告掲載事業実施要領（自主事業①）」をご覧ください。

(エ) その他の自主事業

施設の設置目的に合致し、施設の利用促進又はサービスの向上につながる事業で自主事業②以外のものを独自に行う場合は、指定管理者事業計画書（企画提案書）（様式 4-18）、自主事業①計画書（様式 6-1）、自主事業①収支計画書（様式 6-2）により提案してください。

(2) 自主事業②

指定管理者は、自主事業②として次の事業を実施してください。

(ア) スポーツ教室事業

市民のスポーツ及びレクリエーションを振興し、健康及び体力の増進を図るため、指定管理者に自主事業②としてスポーツ教室事業の提案を求めます。実施にあたっては堺市スポーツ推進プランに掲げる施策（生涯スポーツ、青少年スポーツ、高齢者・障害者スポーツ、地域スポーツ）を推進する観点から幅広い層の方がスポーツに取り組めるよう、利用者情報等を収集・分析しながらスポーツ教室の継続や内容の見直し、新規教室の取り入れを行い、これまでのスポーツ教室の内容を一層充実させ、参加者の増加を図ることとします。実施内容等を指定管理者事業計画書（企画提案書）（様式 4-20）により提案してください。事業内容について詳しくは別紙 1 業務仕様書をご覧ください。

また、指定管理者は、自主事業の参加者から参加費等を徴収することができます。参加費等の額は市場価格を参考に、参加者にとって大きな負担にならないように配慮してください。なお、体育館等を自主事業として利用する場合に係る利用料金は、自

主事業における経費として計上することとなります。この場合の利用料金は、指定管理業務における利用料金収入として計上することとなります。

(イ) トレーニング講習事業

堺市立美原体育館のトレーニング室の利用については、事前にトレーニング講習を受講し、修了することを条件としているため、希望者に講習を実施してください。実施内容等を指定管理者事業計画書（企画提案書）（様式 4-20）により提案してください。事業内容について詳しくは別紙 1 業務仕様書をご覧ください。

(ウ) 高齢者健康増進事業

高齢者の社会参加を促すとともに、健康増進、運動習慣の定着を図るため、65 歳以上の堺市民を対象に、体育館トレーニング室初回講習料及び初回体験利用を無料とする事業をスポーツ教室事業計画書（様式 7-1）により記載し、実施してください。

(エ) ライフステージに応じた健康増進事業

スポーツを通じた健康増進や子どもの体力向上など、ライフステージに応じた健康増進事業を指定管理者事業計画書（企画提案書）（様式 4-20）にて提案してください。

6. 管理経費等

(1) 会計年度

体育館等の管理に係る会計年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとします。

(2) 指定管理業務に要する経費

指定管理業務に必要な経費は、指定管理料として会計年度ごとに、様式 5-1 の体育館等の管理運営に関する業務の収支計画書（以下「収支計画書」という）に提示のあった金額をもとに指定期間中、毎年度本市と指定管理者が協議して協定で定め、予算の範囲内で支払います。収支計画書においては、あらかじめ想定される支出の増減は見込んだ上で提示してください。

各年度の指定管理料決定のための協議の際に、選定時の指定管理者事業計画書（企画提案書）等で提案された指定管理料の金額から変更する場合には、管理運営や事業内容について、本市と指定管理者の間で協議することとします。

なお、指定管理業務に係る指定管理料について、本市としての積算額は 87,006 千円（税込）（修繕費 5,093 千円（税込）含む。）です。収支計画書は、当該積算額を上限として作成してください。また、指定管理料の算出にあたっては、消費税率を「10%」としてください。指定管理期間中に消費税率が上げられた場合については、提案のあった収支計画書に基づき、各項目の見直し及び利用料金等の変更を市と指定管理者の間で協議し、指定管理料を変更するなどの適切な措置を講じます。

指定管理料の算出にあたっては、人件費、光熱水費、消耗品費、委託費、キャッシュ決済手数料など必要経費、及び修繕費は 5,093 千円（税込）として計上し、これよ

り利用料金収入及び自主事業②における収益を差し引いて算出し提案するものとします。指定期間中の物価や人件費の高騰等、想定しうるリスクを勘案して指定管理料を積算してください。

〔必要経費＋修繕費（5,093 千円（税込））〕－利用料金収入－自主事業②の収益※

ただし、オーパスを介した利用料金については、施設利用者の預金口座から本市の口座へ振替（施設利用後の翌月以降に本市に振替）される額を、指定管理者に支払うものとしてとします。

各年度終了時において、修繕費のみ精算し、指定管理経費や利用料金収入の過不足については精算及び補填しません。また、修繕費については毎年度修繕内容を協議し、金額を変更する場合があります。

※自主事業②の収益は、事業実施による収入から経費を差し引いたもので、経費が収入を上回る（収益がマイナスとなる）場合は指定管理料の算出に含めることはできません。

(3) 指定管理料に含まれる経費

指定管理料には原則として次の指定管理業務に必要な一切の経費が含まれます。

①人件費

②管理費（保守管理費、消耗品費、修繕費、光熱水費、キャッシュレス決済手数料等）

施設の保守管理、安全点検、衛生管理、修繕に必要な経費は指定管理料に含まれるものとして、指定管理者において実施するものとします。

なお、上記の経費に自主事業①及び②の経費は含みません。

<参考> 令和 2 年度から令和 4 年度までの指定管理料（修繕費含む）（税込）

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
82,587 千円	74,231 千円	81,054 千円

なお、令和 2 年度以降は、第 1 プール、第 2 プールが営業短縮・閉鎖したことにより、指定管理料の返還額が発生していることに留意すること。

※施設・設備・器具・備品の修繕については、次のとおりとします。

(ア) 1 件あたりの予定価格が 250 万円（税込。以下同じ。）を超えるものについては、本市と指定管理者が協議を行い、本市が必要と認めるものについては、本市の責任と費用負担において実施することとする。

(イ) 1 件あたりの予定価格が 30 万円を超え 250 万円までのものについては、本市と指定管理者が協議を行い、本市が必要と認めるものについて、指定管理者の責任と修繕費により実施することとする。

(ウ) 1 件あたりの予定価格が 30 万円までのものについては、指定管理者の責任と修繕費により実施することとする。

(エ) 指定管理者の管理上の瑕疵による施設の損傷を修繕するときは、予定価格にかかわらず指定管理者の責任と費用負担で実施することとする。

(オ) 修繕費（工によるものを除く。）は予算額を 5,093 千円（令和 4 年度実績：約 5,093 千円）と定め、年度協定に基づき精算等を行うものとする。

(4) 指定管理料の支払い時期等

指定管理料は、年 4 回（5 月、7 月、10 月、1 月）支払うものとし、支払い方法は口座振込とします。なお、当該指定管理料ならびにオーパスを介した利用料金の支払い等についての詳細は年度協定で定めます。

(5) 指定管理者の収入

指定管理料のほか、利用者が支払う利用料金、自主事業の収入は指定管理者の収入となります。

<参考> 平成 30 年度から令和 4 年度までの利用料金収入 (税込)

平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
26,399 千円	26,198 千円	22,362 千円	21,147 千円	27,707 千円

なお、令和元年度～令和 4 年度は、新型コロナウイルス感染症対策による臨時休館、時短営業等の影響を含むことに留意すること。

(6) 自主事業の実施に係る経費

自主事業の実施に係る経費は、指定管理料から支出できません。当該自主事業から得られる収入により賄うこととします。

また、同一の従業員が指定管理業務と自主事業に従事する場合は、その業務負担割合に応じ人件費を振り分けて計上してください。自主事業の人件費に計上する内容としては、自主事業の企画・契約・営業・準備・経理等に従事する場合同じとなりますので、明確に区分してください。

なお、スポーツ用品等販売、広告掲載及飲料自動販売機設置事業の運営については、別途、本市と公有財産賃貸借契約の締結、その他必要な手続きがあり、貸付料及び光熱水費等を負担いただきます。

(7) 自主事業①の収益の還元

自主事業①の収益の一部又は全部を市民サービスの向上を図る目的で、本市へ還元することを求めます。広告掲載事業は本市への納付金を還元方法とし、納付する金額をご提案いただきます。スポーツ用品等販売事業及び飲料自動販売機の設置は、納付金の他に施設備品の購入等の還元方法も可能とします。

自主事業①は本市への納付金額を含め採点します。詳しくは様式 4-19 指定管理者事業計画書（企画提案書）をご覧ください。

(8) 経理事務

- (ア) 指定管理者は経理に関する規程を策定し、適正に経理事務を行うこととします。また、経理事務に当たっては、管理業務に係る独立の帳簿を設けることとします。
- (イ) 自主事業に係る経費は他の経費と明確に区分して経理事務を行うこととします。
- (ウ) 自主事業①については収支・会計を指定管理業務とは別に管理します。ただし、自主事業②については、指定管理業務と一体的に管理することも可能としますが、その場合でも自主事業②の収支が把握できるよう、収支内訳は記載することとします。

7. 利用料金等

(1) 利用料金制の採用

- ① 体育館条例第 20 条第 1 項、スポーツ施設条例第 19 条第 1 項及び海洋センター条例第 21 条第 1 項の規定により利用者が支払う利用料金は指定管理者の収入となります。
- ② 利用料金の額は指定管理者が、体育館条例第 20 条第 2 項、スポーツ施設条例第 19 条第 2 項及び海洋センター条例第 21 条第 2 項に基づき、市長の承認を得て定めるものとします。なお、従前の利用料金の額を変更する場合は、オーパスの改修等が必要となるため、新料金での開始時期等については協議事項とします。
- ③ 利用料金の徴収に関する業務
 - ・ 使用許可書の発行にあたり、利用料金（窓口での専用利用申請にかかる現金収受分等）を徴収し、レシートまたは必要に応じて領収書を発行すること。
 - ・ 共用利用については、利用者の求めに応じ、領収書を発行すること。
- ④ 利用料金収入は、施設の利用に供する年度の会計に属するものとします。
- ⑤ 利用料金等の徴収方法については、現金や別紙 5 の要件を満たすキャッシュレス決済等による徴収とします。なお、キャッシュレス決済に係る手数料は指定管理者の負担とします。

(2) 利用料金の減免等

指定管理者は、体育館条例第 20 条第 5 項、スポーツ施設条例第 19 条第 5 項及び海洋センター条例第 21 条第 5 項の規定により市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができます。また、体育館条例第 20 条第 6 項、スポーツ施設条例第 19 条第 6 項及び海洋センター条例第 21 条第 6 項の規定により、市長が定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができます。

なお、現在の減免等の基準は参考資料 15 及び参考資料 16 のとおりです。これらの基準については、指定管理者からの提案により、協議の上、可能な範囲で変更することができます。なお、減免による利用料金収入の減収分について、本市は別途補てん等を行いません。

(3) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）への対応

指定管理者は、利用料金の収受に際し、利用者（課税事業者）からの求めに応じ、適格請求書（インボイス）を交付し、その写しを保存する必要がありますので、指定期間開始までの間に適格請求書発行事業者の登録を受けてください。

なお、指定管理者が共同企業体（企業グループ）の場合は、全ての構成団体が適格請求書発行事業者の登録を受け、納税地を所轄する税務署長に「任意組合等の組合員の全てが適格請求書発行事業者である旨の届出書」を提出することが必要です。

8. 管理の基準

(1) 関係法令の遵守

体育館等の指定管理業務を行うに当たっては、次の法令等の内容を理解の上、遵守してください。

- ① 地方自治法及び地方自治法施行令
- ② 体育館条例、堺市立体育館条例施行規則
- ③ スポーツ施設条例、堺市スポーツ施設規則
- ④ 海洋センター条例、堺市美原B & G海洋センター条例施行規則
- ⑤ 行政手続法、堺市行政手続条例、堺市行政手続条例施行規則
- ⑥ 個人情報の保護に関する法律
- ⑦ 堺市情報公開条例、堺市情報公開条例施行規則
- ⑧ 堺市財産規則、堺市会計規則、堺市財務規則
- ⑨ 消防法、堺市火災予防条例
- ⑩ 労働基準法その他の労働関係法令
- ⑪ 堺市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例、堺市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則
- ⑫ その他関連法規・要綱・要領・通知等

(2) 開館（場）時間及び休館（場）日

開館（場）時間及び休館（場）日は、体育館条例第21条第1項第2号、スポーツ施設条例第20条第1項第2号及び海洋センター条例第22条第1項第2号の規定により、施設の利用形態、利用者の便宜等を考慮の上、指定管理者が提案し、市長の承認を得て定めることとなっています。指定管理者事業計画書（企画提案書）により提案し、指定管理者の指定後に市長の承認を得て定めていただきます。なお、現在の開館（場）時間及び休館（場）時間は、次のとおりです。

< 参考 >

1 美原体育館・美原B&G海洋センター

名 称		開館（場）時間	休館（場）日
美原体育館	—	午前9時から 午後9時まで ※12月29日 及び1月5日は 午後5時まで	毎月第2火曜日 12月30日から 翌年1月4日まで
美原B&G海 洋センター	体育館	午前9時から 午後9時まで ※12月29日 及び1月5日は 午後5時まで	毎月第3火曜日 12月30日から 翌年1月4日まで
	第1プール	午前9時から 午後9時まで	9月1日から 翌年6月30日まで
	艇庫	午前9時から 午後5時まで	12月30日から 翌年1月4日まで

2 野球場・運動場・自由広場・テニスコート

名 称	開場時間			休場日
	10月から3月	4月・9月	5月から8月	
みの池野球場	午前8時から 午後5時まで	午前8時から 午後6時まで	午前8時から 午後7時まで	12月30日か ら 翌年1月4日 まで
みの池 テニスコート				
みの池自由広場				
多治井運動場				
多治井 テニスコート				
多治井自由広場				
さつき野野球場	午前9時から午後5時まで			12月30日か ら 翌年1月4日 まで
さつき野自由広場				
さつき野 テニスコート				

(3) 使用許可等

市民の施設利用にあたっては、地方自治法第 244 条第 2 項及び第 3 項の規定を遵守しなければなりません。また、体育館等の使用許可及び使用許可の取消しは、体育館条例第 4 条及び第 6 条、スポーツ施設条例第 3 条及び第 5 条、海洋センター条例第 4 条及び第 6 条の規定を遵守して適正に行わなければなりません。

なお、指定管理者は、堺市行政手続条例の適用を受ける「行政庁」に含まれることから、使用の許可等は同条例の定めに従って行わなければなりません。

(4) 守秘義務等

指定管理者は、体育館条例第 21 条第 1 項第 3 号及び第 5 号、スポーツ施設条例第 20 条第 1 項第 4 号、海洋センター条例第 22 条第 1 項第 3 号及び第 5 号の規定を遵守しなければなりません。

(5) 個人情報の保護

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」という。）の規定を遵守し、個人情報の保護に努めなければなりません。

指定管理者は、保護法上、「個人情報取扱事業者」に当たりますが、保護法第 66 条第 2 項により行政機関の長等の安全管理措置義務が準用されているため、行政機関等と同様の安全管理措置義務を負います。よって、仕様書に定める安全管理措置を遵守してください。

なお、指定管理者は、個人情報取扱事業者に対する罰則が適用されるとともに、指定管理者（指定管理者から再委託を受けた事業者を含む。）の従業員（従業員であった者を含む。）が以下の不正行為を行った場合、保護法第 176 条又は保護法第 180 条の罰則が適用されます。

- 正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを提供したとき（保護法第 176 条）
- その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したとき（保護法第 180 条）

(6) 情報公開

指定管理者は、堺市情報公開条例第 36 条の 2（注：本市の出資法人の場合は、第 36 条）の規定を遵守し、管理に関して保有する情報の公開に努めなければなりません。

指定管理者には、同条例の趣旨にのっとり、情報公開に関して規程を定めて、本市に準じた取扱いをしていただきます。本市の関係要綱及び指定管理者が定める規程のモデル規程は参考資料 13、参考資料 14-1 及び 14-2 のとおりです。

※（6）の規程については、本市市政情報センターにおいて一般の閲覧に供します。

(7) 文書管理

指定管理者には、体育館等の管理業務上作成し、又は取得した文書について、目録を作成して適正に管理していただくとともに、本市が指示する期間、当該文書を保管し、廃棄は本市の指示に従って行っていただきます。

また、指定期間が満了した時や指定が取り消された時は、当該文書を本市に引き渡しさせていただきます。ただし、個人情報保護等の観点から問題がなければ、本市の立会のもとで直接次期指定管理者に引き継いでいただく場合もあります。

(8) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する堺市職員対応要領を踏まえた対応

指定管理者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「障害者差別解消法」という。）に基づく不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供に関しては、障害者差別解消法第 11 条の規定により主務大臣が定める指針を遵守するとともに、障害を理由とする差別の解消の推進に関する堺市職員対応要領（平成 28 年 3 月策定）を踏まえ、適切に対応することとします。

(9) 本市の施策との整合・協力

ア 障害者等就職困難者の雇用

法人もしくは団体として障害者雇用の促進に関する法律に定めた障害者雇用率の達成に努めるとともに、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律を踏まえた物品等の調達、高齢者や障害者等の就職困難者の雇用や訓練を積極的に受入するなど、就職困難者に配慮した取組に努めることとします。

イ 市内経済の活性化

指定管理者は、市内業者の育成及び市内経済活性化を図るため、可能な限り市内業者の活用や地元住民の雇用等に努めることとします。

ウ 地域振興、地域コミュニティの醸成

指定管理者は、地域団体、地域住民、NPOとの協働による取組等の地域振興や地域コミュニティの醸成に努めることとします。

エ 環境問題への取組

指定管理者は、次に掲げる省資源、省エネルギー、リサイクルの推進等、環境に配慮した取組の推進に努めることとします。

- 環境に配慮した商品等の購入（グリーン購入）の推進
- 省エネ運転等による電気、ガス等のエネルギー消費量の節減及び光熱費の抑制
- 電力デマンドのピークカット等による節電
- 資源の有効活用やリサイクルの推進による廃棄物の排出抑制
- 廃棄物の適正処理

オ 暴力団排除

堺市暴力団排除条例の施行（平成 24 年 10 月 1 日）に伴い、公の施設の管理運営から暴力団の利益となる使用を排除することとしており、指定管理者は同条例の趣旨に則り、適正な施設の管理運営に努めることとします。

カ 市政への協力

上記のほか、公の施設の指定管理者として、男女共同参画の取組、節電、災害対策、禁煙など市の施策と整合した取組が求められますので、これらの取組に積極的に協力してください。

9. 行政財産の貸付け・使用・目的外使用の取り扱い等

行政財産の貸付け及び目的外使用許可は指定管理者の業務の範囲外であるため、地方自治法第 238 条の 4 第 2 項第 4 号及び第 238 条の 4 第 7 項、堺市行政財産の目的外使用許可に関する条例及び堺市財産規則の規定に基づき、本市が許可等を行います。

指定管理者は、利用者の利便性の確保のために、公の施設の設置目的外となる設備等を施設内に設ける場合は、本市の許可を受ける必要があります。

10. 基本事業計画書及び年度事業計画書

指定管理者は、応募等に際し提出した指定管理者事業計画書（企画提案書）をもとに、本市と協議調整を行い、管理業務に関して、次の事項を内容として、基本事業計画書及び年度事業計画書を作成し、本市に提出して承認を受けることとします。

- ① 管理運営方針（人権尊重の考え方、就職困難者の雇用等の方針、障害者等への配慮、環境方針を含む。）
- ② 従業員の配置計画、雇用形態（法令等により免許・資格を要するものは証明書類の写しを添付（施設に応じて障害者・高齢者等の採用計画を含む））
- ③ 従業員名簿（雇用形態・資格を含む。）
- ④ 職員の研修計画（人権研修を含む。）、人材育成計画
- ⑤ 個人情報の保護方針及び保護措置
- ⑥ 情報公開方針及び広報計画
- ⑦ 利用促進計画、サービス向上の方策
- ⑧ モニタリング計画（利用者意見の聴取等）と管理業務への反映
- ⑨ 管理施設、設備、器具備品等の維持管理方針
- ⑩ 第三者への業務の委託計画
- ⑪ 苦情、要望への対応
- ⑫ 危機管理及び緊急時対策
- ⑬ 収支計画
- ⑭ 目標設定と目標達成の方策

- ※ 基本事業計画書（指定期間中の共通計画）
指定管理者事業計画書（企画提案書）に記載された内容のうち、全指定期間を通じて規定又は決定しておくべき基本的な事項について記載
- ※ 年度事業計画書（年度ごとの事業計画）
指定管理者事業計画書（企画提案書）に記載された内容のうち、年度単位で規定又は決定すべき事項について記載（基本事業計画書に記載された内容以外のすべての事項を記載）

11. リスク（責任） 分担について

リスク分担の基本的な考え方は資料 2 のとおりです。なお、詳細は、指定管理者の指定後に協議を行います。

12. 管理運営に伴う租税について

指定管理者（共同企業体（企業グループ）を含む。）には、原則、法人税、法人市民税及び法人府民税が課税されます。

また、事業所税などが課税される場合もあるため、具体的な取扱いについては、それぞれの課税業務を所管する税務官公署に確認する必要があります。

なお、管理運営に伴う租税の負担が生じた場合には、指定管理者が負担することになります。

13. 保険加入

指定管理者は、施設の管理上の故意または過失、施設の瑕疵等が原因となって利用者等に損害賠償が生じる可能性があります。原則として帰責事由を有する者がその損害を賠償することになりますが、当該損害賠償については、指定管理者の費用負担により、指定管理者を記名被保険者、本市を追加被保険者、利用者等を保険金請求者とする施設賠償責任保険に加入すること。なお、保険内容は下記のとおりとする。

ア てん補限度額

（施設賠償責任保険）	対人賠償 1 人につき	3 億円以上
	対人賠償 1 事故につき	10 億円以上
	対物賠償 1 事故につき	1 千万円以上
（昇降機賠償責任保険）	対人賠償 1 人につき	3 億円以上
	対人賠償 1 事故につき	10 億円以上
	対物賠償 1 事故につき	1 千万円以上

イ 被保険者名 堺市及び指定管理者

ウ 保険期間 指定期間と同じ期間とする。（年度ごとの加入でも可とする。）

14.業務の第三者への委託

指定管理者は、管理業務の全部又は一部を第三者に委託することはできません。ただし、資料 3 に記載している業務については、あらかじめ本市に書面で届け出て、承認を得た場合は、第三者に委託することができます（資料 3 の業務以外でも指定管理者からの申し出により市が承認する場合があります。）。この場合、指定管理者の責任において当該業務の履行や委託先の法令遵守等を確保することとし、市が承認する場合を除き、当該委託先からさらに再委託させることはできません。

また、堺市入札参加資格者の入札参加停止等に関する要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた者及び堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けた者並びに、暴力団員又は暴力団密接関係者と認められる者に委託することはできません。

なお、第三者に業務を委託した場合は、当該委託先が国若しくは地方公共団体又は本市の外郭団体である場合を除き、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の写しを市に提出してください。

15.本市の指示等

- (1) 本市は施設管理の適正を期すため、指定管理者に対して、指定管理業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができます。（地方自治法第 244 条の 2 第 10 項）
- (2) 指定管理者が（1）に定める指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるときは、本市は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができます。（地方自治法第 244 条の 2 第 11 項）

16.定期会議の開催

市と指定管理者は、本業務を円滑に実施するため、情報交換、業務の調整等を図る定期会議を原則 2 か月ごとに開催します。その他必要に応じて会議を開催します。

17.モニタリング等

- (1) 指定管理者には、管理運営に関する利用者の意見や要望を把握し、管理業務に反映させるため、本市として求める目標や水準の達成状況及び本市と協議して設定した調査項目について、利用者を対象とした意見箱の設置やアンケート等による意見聴取を行い、その結果（自己評価を含む。）を集計して本市に報告書を提出していただきます。

アンケート調査においては項目ごとに満足度及び利用者意見の聞き取りを行うこととし、次の意見調査項目【必須】を含めた他の意見調査項目や具体的な調査日程等は、本市と指定管理者が協議の上で決定します。

■利用者満足度及び意見調査項目【必須】

- ①施設職員の適切な接遇対応
 - ②施設・設備等の安全確保等の対応
 - ③利用者ニーズに基づく事業実施（スポーツ教室、利用時間・料金等）
 - ④苦情の適切・迅速な対応
- (2) 本市は、指定管理者から提出される報告書等により、適切に管理業務がなされているか、また、設定された目標や調査項目が達成されているかなどについて確認を行い、その結果指定管理者に必要な指示を行います。さらに、指定期間中において、必要に応じて随時に管理業務の実績の確認及び評価をするためのモニタリングを行うことができるものとし、指定管理者はこれに協力していただきます。
- (3) 指定管理者によるモニタリング及び本市によるモニタリングに加えて、第三者（施設関係者以外）によるモニタリングを実施する場合があります。実施する場合の具体的な手法・実施時期等については、指定管理者の指定後に別途お知らせします。

18.管理業務の報告

- (1) 指定管理者は、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）終了後2カ月以内に、管理業務に関して事業報告書を本市に提出するものとします。記載する内容は、別紙7「基本協定書」のとおりです。また、事業報告書と併せて指定管理者モニタリング報告書を提出いただきます。事業報告書は、堺市情報公開条例において規定する非公開情報に該当する部分を除き、市政情報センターで一般の閲覧に供します。
- (2) 指定管理者は、本業務に関する定期報告書を四半期ごとに作成し、各四半期終了後翌月末日までに（第4四半期収支状況については、年度終了後2か月以内に）提出するものとします。記載する内容は、別紙7「基本協定書」のとおりです。
- (3) 次のような事項に該当したときは、指定管理者は速やかに本市に報告を行うこととします。
- ① 施設において、事件、事故及び災害等の緊急事態が発生したとき
 - ② 施設の管理業務に関して指定管理者が争訟を提起されたとき、又は提起されるおそれがあるとき
 - ③ 金融機関との取引が停止となったとき
 - ④ 施設の管理業務に関して有する債権に対して差押え又は仮差押えがなされたとき
 - ⑤ 破産、会社更生、民事再生及び特別清算のいずれかの申立てを行うとき、又は申立てするおそれがあるとき、又は破産の申立てをされるおそれがあるとき

- ⑥ 定款若しくは寄附行為又は登記事項に変更があったとき、その他適正な管理業務に支障を来たす事態が生じたとき

19.管理業務の継続が困難になった場合の措置

- (1) 指定管理者の責に帰すべき事由により管理業務の継続が困難となった場合
本市は指定管理者の指定を取り消す等の措置をとることとします。この場合、本市に生じた損害は指定管理者が本市に賠償するものとします。
- (2) 不可抗力等により管理業務の継続が困難となった場合
自然災害その他の不可抗力等、本市及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由の場合、事業継続の可否について協議するものとします。協議の結果やむを得ないと本市が判断した場合は、本市は指定管理者との協定の解除及び指定の取消しができるものとします。

20.引継ぎ等

- (1) 指定管理者の指定後、指定期間開始までの間に、次のとおり必要な準備を行っていただきます。なお、準備等に係る費用は次期指定管理者の負担とします。
 - ①管理業務に関する本市及び現指定管理者との引継
 - ②次期指定管理者の従業員の研修及び帳票類の印刷等
- (2) 指定管理者は、指定期間の満了又は指定の取消しによって管理業務が終了したときは、次期指定管理者が適切に施設の管理業務を実施できるよう、本市もしくは次期指定管理者に引き継ぐこととします。
- (3) 指定管理者が施設設備の原形を変更している場合は、指定管理者の費用負担によりこれを原状に回復して引き継ぐこととします（ただし、本市において原状回復の必要がないと認める場合を除く。）。

21.管理業務に関する評価

指定管理者が実施する管理業務や事業計画書で定めた目標の達成状況などに関して、事業報告書、指定管理者及び本市が行うモニタリング結果などをもとに、年度終了後に、指定管理者による一次評価、所管課による二次評価を行い、それらの評価方法や結果等を含め、指定管理者制度の運用等について第三者の立場から外部有識者の意見を聴取します。

これらの評価は、指定管理者に示し、管理業務に反映してもらうほか、結果によっては必要に応じて是正措置をとっていただくとともに、指定管理料の減額などのペナルティを科すこともあります。

また、評価結果は市ホームページにおいて公表を行います。

Ⅲ. 募集手続きに関する事項

1. 公募及び選定のスケジュール

公募及び選定のスケジュールは、以下のとおりです。

募集要項の公表	令和5年7月14日(金)～9月8日(金)
施設の現地説明会	令和5年7月28日(金)
質問票の受付	令和5年8月2日(水)～8月9日(水)
質問票の回答	令和5年8月28日(月) 予定
応募書類の受付	令和5年9月6日(水)～9月8日(金)
書類審査	令和5年10月上旬(予定)
面接審査	令和5年10月上旬(予定)
選定結果の通知	令和5年11月上旬(予定)
市議会による指定管理者の議決	令和5年12月(予定)

※書類審査及び面接審査を同一日程で行う場合もあります。

2. 応募資格等

(1) 応募団体の資格

応募団体の資格は次の事項をすべて満たすものとします。

- ① スポーツ振興に関する事業の実績を有し、かつ、体育館等の設置理念に基づき、その管理運営業務を円滑に遂行することができる能力を有すること。
- ② 法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は複数の法人等が構成するグループ（以下「グループ」という。）であること（個人による応募はできません。）。
- ③ 欠格事項（後掲）に該当しているものでないこと。グループ応募の場合は、当該グループを構成しているすべての法人等が欠格事項に該当しているものでないこと。

(2) グループ応募について

- ① グループで応募する場合は、グループ名及びグループを代表する法人等（以下「代表団体」という。）を定めてください。なお、グループ名は市民から誤解を生じないような名称としてください。
- ② グループを構成する法人等（以下「構成団体」という。）は、単独で応募することはできません。
- ③ 複数のグループにおいて、同時に構成団体となることはできません。
- ④ 代表団体及び構成団体の変更は、原則として認めません。ただし、構成団体については、業務遂行上支障がないと本市が判断した場合、変更を認めることがあります。その場合は必要に応じ書類の再提出を求めます。

- ⑤ 指定管理者の指定を受けた場合、協定締結時までに、各構成団体間で責任分担を明確に定めた協定等を締結することとし、その写しの提出を求めます。

(3) 市長が定める要件について

応募書類の提出日において、応募団体が次の項目に該当する場合は、審査において、別紙 6 の選定基準に定める配点（6 点）を上限として項目ごとに 2 点ずつ付与します。なお、グループ応募の場合は、4 及び 6 の項目を除き、すべての者が満たす必要があります。

項目	該当要件	配点
1	次のいずれかに該当する場合 ○ 障害者の雇用状況報告義務があり、令和 5 年の報告時に法定雇用率以上の障害者を雇用している場合 ○ 障害者の雇用状況報告義務はないが、障害者（*）を 1 人以上雇用している場合 ○ 堺市障害者雇用貢献企業である場合 * 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 2 条に掲げる障害者のうち、1 年以上雇用され（又は見込み）、週 20 時間以上勤務している者	2 点
2	次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 13 条による認定を受けている場合	2 点
3	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 9 条に基づく認定を受けている場合	2 点
4	青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号）第 15 条に基づく認定を受けている場合（グループ応募の場合は、1 者以上が満たしていること。）	2 点
5	高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 9 条第 1 項に掲げる高齢者雇用確保措置のうち、65 歳以上への定年の引上げ（同項第 1 号）又は定年の定め廃止（同項第 3 号）を行っている場合（同項第 2 号の継続雇用制度は対象外）	2 点
6	市内に本社・本店を有している場合（グループ応募の場合は、1 者以上が満たしていること。）	2 点
7	ISO14001 の認証、エコアクション 21 の認証・登録、KES ステップ 2 の登録又はエコステージ（レベル 3）の認証のいずれかを受けている場合	2 点

3. 欠格事項

応募書類の受付最終日現在において、次に該当する団体は、応募を無効とします。また、グループで応募する場合はすべての構成団体が次に該当しないこととし、1 団体でも該当した場合は応募を無効とします。

なお、受付最終日の翌日から指定管理者の候補者が選定されるまでの間に次の事項に該当することとなった場合は、失格とします。また、選定後から基本協定の締結までの間に次の事項に該当することとなった場合は、失格とすることや指定を取り消すことがあります。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により本市が一般競争入札に参加させないこととしている団体
- (2) 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により本市から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過していない団体
- (3) 本市における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた団体又は公正な価格の成立を妨害し、若しくは不正の利益を得るために連合した団体
- (4) 堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱に基づき、入札参加停止又は入札参加回避の措置を受けている団体
- (5) 堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、入札参加除外措置を受けている団体
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は堺市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者に該当する団体（適用にあたっては、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に規定する措置要件を準用する。）
- (7) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手續をしている団体
- (8) 破産者で復権を得ない者
- (9) 法人税、消費税、地方消費税、市税を滞納している団体（法人以外の団体にあつては、その代表者が所得税、消費税、地方消費税、市税を滞納している団体）
- (10) 次の各号に該当する者が役員となっている団体
 - ① 破産者で復権を得ない者
 - ② 法律行為を行う能力を有しない者
 - ③ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ④ 本市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
 - ⑤ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4. 選定対象除外

次に該当する場合は、失格として選定の対象から除外します。

- (1) 応募書類に明らかな虚偽の記載があった場合
- (2) 応募に際して不正行為があった場合
- (3) 提出期限までに必要な書類を提出できなかった場合
- (4) 応募資格に反することが認められた場合
- (5) 選定委員、本市職員及び本件関係者に対して、本件応募について自己の有利になる目的のため接触等の働きかけの事実が認められた場合
- (6) 本件に関し、同一の法人等又はグループが2件以上の応募を行った場合

5. 応募手順

(1) 募集要項等の公表

令和5年7月14日（金）から市ホームページにおいて公表を行います。

(2) 現地説明会

施設の現地説明会を行います。参加は必須ではありませんが、応募予定の団体はできるだけご出席ください。

現地説明会への参加に際しては、令和5年7月20日（木）の午後5時までに「現地説明会参加申込書」（様式11）に必要事項を記入の上、持参、Eメール又はFAXで提出してください（送信後に必ず送信した旨の電話連絡をお願いします。）。持参の場合の受付は、午前9時から午後5時までとします（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。）。

① 開催日時及び場所

令和5年7月28日（金）午後2時から3時間程度

堺市美原区多治井878-1 堺市立美原体育館にて

電話番号：072-361-4511

交通案内：近鉄バス「黒山中」 徒歩10分

※ 駐車場は無料

② 参加人数

1団体2名までとします。

(3) 質問票の受付

質問がある場合は、質問票（様式10）を令和5年8月2日（水）から8月9日（水）の午後5時までに、持参、Eメール又はFAXで提出してください（送信後に必ず送信した旨の電話連絡をお願いします。）。持参の場合の受付は、午前9時から午後5時まで（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。）。

電話・来訪など口頭による質問は受け付けいたしません。

質問票に対する回答は、令和5年8月28日（月）を目途に市ホームページにお

いて公表を行います。

【質問票提出先】

堺市堺区南瓦町 3 番 1 号

堺市文化観光局スポーツ部スポーツ施設課（高層館 5 階）

電話番号：072-228-7567 FAX：072-228-7454

E メール：sposetsu@city.sakai.lg.jp

(4) 応募書類の受付

堺市立体育館指定管理者指定申請書（堺市立体育館条例施行規則 様式第 8 号）、堺市スポーツ施設指定管理者指定申請書（堺市スポーツ施設規則 様式第 8 号）、堺市美原 B&G 海洋センター指定管理者指定申請書（堺市美原 B&G 海洋センター条例施行規則 様式第 7 号）及び必要書類を揃え、持参してください。

① 提出場所

堺市堺区南瓦町 3 番 1 号

堺市文化観光局スポーツ部スポーツ施設課（高層館 5 階）

電話番号：072-228-7567 FAX：072-228-7454

② 提出方法及び提出期間

令和 5 年 9 月 6 日（水）から 9 月 8 日（金）の午前 9 時から午後 5 時まで。
上記提出場所まで直接持参してください。

なお、提出期限までに必要な書類（Ⅳ提出書類に関する事項を参照）を提出できなかった場合は、前述のとおり失格として選定の対象から除外します。
また、郵送された提出書類や提出期間を経過した後は受け付けいたしません。

Ⅳ. 提出書類に関する事項

応募に当たっては、下記の（1）から（26）の書類を提出してください。提出部数は、特に指定のあるものを除き、正 1 部、副 14 部（副は複写可）の計 15 部とします。

なお、提出書類は市の公文書になるため、情報公開請求があった場合は、堺市情報公開条例第 7 条に規定する非公開部分を除き原則として公開となります。

提出書類の中で、堺市情報公開条例第 7 条に規定する非公開部分に該当すると考えられる箇所（公開できないもの）については、あらかじめ網掛け等の処理をした上で、提出してください。ただし、当該箇所について本市として公開すべきと判断した部分は請求に応じて公開することがあります。

(1) 堺市立体育館指定管理者指定申請書

堺市スポーツ施設指定管理者指定申請書

堺市美原 B&G 海洋センター指定管理者指定申請書

グループ応募の場合は、グループとして作成してください。

- (2) 団体概要、役員名簿（様式 1）
- (3) グループ構成書（様式 2）
グループ応募の場合に提出してください。
- (4) グループ協定書兼委任状（様式 3）
グループ応募の場合に提出してください。
- (5) 指定管理者事業計画書（企画提案書）（様式 4-1～4-26）
- ・ 管理の基本方針
 - ・ 平等利用・安全の確保
 - ・ 安定的な経営資源
 - ・ 財務規模、組織状況
 - ・ 事業実績
 - ・ 利用者・利用者ニーズの把握
 - ・ 個人情報の保護、情報公開の考え方
 - ・ 人権尊重の考え方
 - ・ 障害者等への考え方
 - ・ 広報・モニタリング計画
 - ・ 休館（場）日、開館（場）時間の考え方
 - ・ 利用料金の考え方
 - ・ 人員配置、人材育成の考え方、研修計画
 - ・ 苦情対応の考え方
 - ・ 非常時対策
 - ・ 施設設備・器具備品等の維持管理及び第三者への業務委託に関する考え方
 - ・ トレーニング機器等の調達・設置提案
 - ・ 目標設定、目標達成の方策
 - ・ 自主事業①（スポーツ用品等販売事業及び飲料自動販売機設置事業、広告掲載事業等の提案）
 - ・ 自主事業①（スポーツ用品等販売事業及び飲料自動販売機設置事業、広告掲載事業の収益還元提案）
 - ・ 自主事業②（スポーツ教室事業の提案）
 - ・ 経費削減の考え方・方法
 - ・ 収支計画
 - ・ 市長が定める要件（障害者等就職困難者の雇用、市内経済の活性化、地域振興、地域コミュニティの醸成、環境問題への取組）
- (6) 収支計画書（様式 5-1）、収支計画書積算内訳書（様式 5-2）
- (7) 自主事業①計画書（様式 6-1）、自主事業①収支計画書（様式 6-2）
- (8) スポーツ教室事業計画書（様式 7-1）、スポーツ教室等事業収支計画書（様式 7-2）

- (9) 欠格事項に該当しない旨の誓約書（様式 8）
- (10) 定款、寄附行為又はこれらに類する書類
- (11) 法人の登記簿謄本又は履歴事項全部証明書
- (12) 指定申請書提出日の属する事業年度の事業計画書、収支予算書（法人以外の団体にあつては、これに相当する書類）
- (13) 直近 3 事業年度分の事業報告書（法人以外の団体にあつては、これに相当する書類）
- (14) 直近 3 事業年度分の収支計算書又は損益計算書（法人以外の団体にあつては、これに相当する書類）
- (15) 直近 3 事業年度分の貸借対照表（法人以外の団体にあつては、これに相当する書類）
- (16) 法人の印鑑証明書
- (17) 団体の設立趣旨、活動内容、組織、運営及び事務所の所在等に関する事項の概要がわかる書類（各団体作成の外部向けのパンフレット等でも可とします。）
- (18) 法人税、消費税、地方消費税の納税を証明する書類
 - ① 法人の場合…法人の「納税証明書その 3 の 3」（法人税、消費税、地方消費税）
 - ② 法人以外の場合…団体の代表者の「納税証明書その 3 の 2」（申告所得税、消費税、地方消費税）
- (19) 市税の納税確認の同意書（様式 9）
- (20) 障害者雇用等確認書（様式 12）
- (21) 令和 5 年障害者雇用状況報告書（事業主控の写し）…障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 43 条第 7 項に基づく障害者の雇用状況報告義務があり、法定雇用率以上の障害者を雇用している場合に提出してください。
- (22) 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 13 条に基づく認定に係る基準適合一般事業主認定通知書の写し …認定を受けている場合に提出してください。
- (23) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 9 条に基づく認定に係る基準適合一般事業主認定通知書の写し …認定を受けている場合に提出してください。
- (24) 青少年の雇用の促進等に関する法律第 15 条に基づく認定に係る基準適合事業主認定通知書の写し …認定を受けている場合に提出してください。
- (25) 就業規則等の定年に関する制度の状況が確認できる書類…65 歳以上への定年の引上げ又は定年の定めを廃止を行っている場合に提出してください。
- (26) ISO14001 登録証、エコアクション 21 認証・登録証、K E S 登録証又はエコステージ認証書の写し …いずれかに該当する場合に提出してください。
 - ※ (11) (16) (18) については提出日において発行から 3 か月以内のものとします。(13) (14) (15) については団体の設立から 3 年以上経過していない場合は、設立年度から直近までのものとします。
 - ※ また、グループ応募の場合、(2) 及び (9) ~ (26) については、構成団体

ごとに提出願います。

- ※ なお、提出書類は A4 版を原則とします。A4 版以外の規格を使用した場合は、A4 版に折り込んでください。

V. 選定及び指定に関する事項

1. 選定審査方法

- (1) 指定管理者の候補者は、体育館条例第 16 条第 3 項、スポーツ施設条例第 15 条第 3 項及び海洋センター条例第 17 条第 3 項に規定する指定の要件を基本として、別紙 6 の選定基準に基づき、堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、応募書類の審査及び面接審査により、指定管理者の候補者を選定します。
- (2) すべての応募団体を対象に、書類審査及び面接審査を実施します。上記審査において総合して採点評価を行い、得点が最上位の応募団体を指定管理者の候補者として選定し、得点が次順位の応募団体を次点の候補者として選定します。面接審査の日程等は、後日お知らせします
- (3) 審査の結果、最終得点が満点の 60%以上に達した団体がない場合は、指定管理者候補者として適格者なしとします。
- (4) 最上位の者が同点で複数ある場合は、各委員の採点において、最上位の団体を順位点 2 点、2 番目の団体を順位点 1 点、その他の団体を順位点 0 点とし、その合計が最上位の団体を指定管理者の候補者と決定する。それでもなお、最上位の順位点の合計が同点で複数となった場合については、次の審査項目表中の優先順位の順に、各採点委員の合計点を比較し、最上位の団体を指定管理者の候補者と決定する。

優先順位	審査項目
第 1 位	(4) 効果的かつ効率的な管理を実施できること。
第 2 位	(5) 施設の効用を最大限発揮させることができること。
第 3 位	(6) 管理経費の縮減が図られること。
第 4 位	(3) 利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。
第 5 位	(1) 事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。
第 6 位	(2) 事業計画を確実かつ安定的に実施するに足りる経理的基礎その他経営に関する能力を有すること。
第 7 位	(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件

- (5) 選定後から基本協定の締結までの間に指定管理者の候補者が辞退した場合のほか、失格となった場合や指定が取り消された場合は、次点の候補者を指定管理者の候補者とします。

2. 選定結果の通知等

選定委員会における審査結果を受けて、本市として指定管理者の候補者を決定し、審査結果を応募された団体（グループによる応募の場合は、グループの代表団体）すべてに、令和 5 年 11 月上旬を目途に、文書で通知します。また、選定・不選定を問わず、団体名及び採点については審査結果として、市ホームページ等で公表を行います。

3. 指定管理者の指定等

指定管理者の候補者の決定後に、市議会に指定管理者の指定の議案を提出し、議決を経て指定管理者の指定を行い、その旨を公告します。

なお、議会の議決が得られなかった場合においても、候補者が本件に支出した費用について、本市は補償しません。

4. 協定に関する事項

指定管理者の指定を受けた団体は、本市との協議を行ったうえで、体育館等の管理業務に関する協定を締結していただきます。協定には指定期間内における基本的な事項について定める「基本協定」と、年度ごとに変更が予定される事項について定める「年度協定」があります。基本協定の内容（予定）は別紙 7 のとおり、年度協定の内容（予定）は別紙 8 のとおりです。なお、協定書の解釈について疑義が生じた場合又は協定に定めのない事項が生じた場合は、本市と指定管理者は誠意を持って協議するものとします。

VI. その他

1. 注意事項

- (1) 応募に関して必要となる一切の費用は、応募団体の負担とします。
- (2) 提出された書類の内容を変更することはできません。ただし、市から補正を求めた場合を除きます。
- (3) 応募 1 団体につき、提案は 1 件のみとします。
- (4) 応募書類は理由の如何を問わず返却しません。
- (5) 応募書類一式は本市の公文書として取り扱われます。公文書公開請求があった場合は公開の対象となりますので、堺市情報公開条例第 7 条の非公開部分に該当すると考えられる箇所はあらかじめわかるように、網掛け処理をした上で提出してください。
- (6) 本市が必要と認める場合は、追加して書類の提出を求めることがあります。

- (7) 団体の提出する書類の著作権はそれぞれの作成団体に帰属します。なお、本件において公表する場合は、本市は団体の提出書類の全部又は一部を無償使用できるものとしてします。
- (8) 応募書類は欠格事項の該当の有無を確認するため、照会に使用することがあります。
- (9) 書類提出後に応募を辞退する場合は、辞退届（様式は任意）を提出してください。
- (10) 体育館等の管理業務に当たり、指定管理者が事業所税等の納税義務を負う場合があります。また、指定を受けた場合は、法人設立設置申告書（参考資料 19）を本市法人諸税課へ提出してください。
- (11) 指定期間において、夏季営業後の令和 6 年 9 月頃から約 7 か月にわたって、第 1 プールの改修工事を予定しています。

2. 添付資料

(1) 別紙

- 業務仕様書（別紙 1）
- スポーツ用品等販売事業実施要領（自主事業①）（別紙 2）
- 飲料自動販売機設置実施要領（自主事業①）（別紙 3）
- 広告掲載事業実施要領（自主事業①）（別紙 4）
- キャッシュレス決済要件（別紙 5）
- 選定基準（別紙 6）
- 基本協定書（別紙 7）
- 年度協定書（別紙 8）

(2) 資料編

- 管理施設の管理区域図面等（資料 1）
- リスク分担表（資料 2）
- 一部委託可能業務一覧（資料 3）
- 施設・設備保守点検業務一覧（資料 4）
- 施設維持管理関係業務一覧（資料 5）
- 修繕履歴一覧（資料 6）
- 備品一覧（資料 7）
- 指定管理者トレーニング室設置器具一覧（資料 7-2）
- ニュースポーツ用具一覧（資料 8）
- 令和 2～4 年度決算資料（資料 9）
- 体育館等の過去 3 年間の利用人数及び利用料収入など（資料 10）
- 令和 4 年度スポーツ教室事業一覧（資料 11）
- 体育館等優先利用状況（令和 4 年度・令和 5 年度）（資料 12）
- B & G 海洋性レクリエーション指導員の配置に関する基準（資料 13）

既存トレーニング機器及び運動の種類一覧表（資料 14）

利用料金表（資料 15）

令和 4 年度施設利用率（資料 16）

(3) 様式編

堺市立体育館指定管理者指定申請書（堺市立体育館条例施行規則様式第 8 号）

堺市スポーツ施設指定管理者指定申請書（堺市スポーツ施設規則様式第 8 号）

堺市美原 B & G 海洋センター指定管理者指定申請書（堺市美原 B & G 海洋センター
条例施行規則様式第 7 号）

団体概要及び役員名簿（様式 1）

グループ構成書（様式 2）

グループ協定書兼委任状（様式 3）

指定管理者事業計画書（企画提案書）（様式 4-1~4-26）

収支計画書（様式 5-1）

収支計画書積算内訳書（様式 5-2）

自主事業①計画書（様式 6-1）

自主事業①収支計画書（様式 6-2）

スポーツ教室等事業計画書（様式 7-1）

スポーツ教室等事業収支計画書（様式 7-2）

欠格事項に該当しない旨の誓約書（様式 8）

市税の納税確認の同意書（様式 9）

質問票（様式 10）

現地説明会参加申込書（様式 11）

障害者雇用等確認書（様式 12）

トレーニング機器提案詳細（様式 13）

美原体育館トレーニング機器調達・設置提案書（様式 14）

(4) 参考資料

堺市立体育館条例（参考資料 1）

堺市立体育館条例施行規則（参考資料 2）

堺市スポーツ施設条例（参考資料 3）

堺市スポーツ施設規則（参考資料 4）

堺市美原 B & G 海洋センター条例（参考資料 9）

堺市美原 B & G 海洋センター条例施行規則（参考資料 10）

堺市情報公開条例（抜粋）（参考資料 11）

個人情報取扱特記事項（参考資料 12）

堺市指定管理者の情報公開の推進に関する要綱（参考資料 13）

指定管理者が定める情報公開規程（本文）（参考資料 14-1）

指定管理者が定める情報公開規程（様式）（参考資料 14-2）
体育館等の利用料金の減免に関する取扱い基準（参考資料 15）
体育館等の利用料金の還付に関する取扱い基準（参考資料 16）
堺市広告掲載要綱（参考資料 17）
堺市広告掲載基準（参考資料 18）
法人設立設置申告書（参考資料 19）
堺市公共建築物等におけるアスベスト含有建材点検・管理マニュアル（参考資料 20）
堺市基本計画 2025（参考資料 21）
堺市スポーツ推進プラン（参考資料 22）